

## 板橋区認定こども園施設整備補助金交付要綱

平成31年2月1日区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区内にある認定こども園の設置者が、東京都認定こども園施設整備補助金交付要綱(平成27年9月1日付け27生私振第490号生活文化局長決定。以下「都要綱」という。)を活用して整備する事業に対し、子どもを安心して育てることができるよう施設整備を促進することを目的として、区が予算の範囲内において交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

### (補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 認定こども園施設整備事業

学校法人又は社会福祉法人が設置する認定こども園の幼稚園部分等の新設、修理、改造(整備内容の詳細は都要綱別表1のとおり)

(2) 認定こども園開設準備経費補助事業

幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に係る開設準備経費(原則として、国庫補助金等、国からの財政支援がある場合を除く。)

(3) 防犯対策整備事業

学校法人又は社会福祉法人が設置する幼稚園型認定こども園の防犯対策整備(整備内容の詳細は都要綱別表1のとおり)

### (補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設は、次に掲げるものとする。

(1) 認定こども園施設整備事業

ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分

イ 法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園

ウ 法第3条第2項第2号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

(2) 認定こども園開設準備経費補助事業

ア 法第2条第7項に基づく幼保連携型認定こども園

イ 法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法第1条に規定する幼稚園

(3) 防犯対策整備事業

ア 法第3条第2項第1号又は第4項第1号に基づく幼稚園型認定こども園

(補助対象事業者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、前条に定める施設を整備する設置者のうち、申請日現在、法人住民税を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に係る経費で都要綱別表2によるものとする。ただし、他の補助金の対象となるものを除く。

2 次に掲げる費用については交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 第2条に規定する補助事業以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号の事業 東京都の当該年度の東京都認定こども園施設整備補助金実施要領(以下「都要領」という。)第2の1に基づき算定した基準額を選定額とし、これに1.5を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)
- (2) 第2条第2号の事業 都要領第2の2に基づき算定した基準額を選定額とし、これに2を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)
- (3) 第2条第3号の事業 都要領第2の3に基づき算定した基準額を選定額とし、これに1.5を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)

2 前項の規定にかかわらず、都の決定額が選定額を下回った場合は、決定額を選定額とし、前項に定める乗数を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書及び内訳書の写し
- (3) 当該事業に関する収支予算書(又は見積書)抄本
- (4) 工事関係図面一式
- (5) 直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し)
- (6) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知並びに事情変更による決定の取消)

第8条 区長は、補助金の交付の適否を決定したときは、速やかに交付決定通知書(別記第2号様式)又は却下通知書(別記第3号様式)により申請した者に通知するものとする。

2 区長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

3 この補助金の交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、区長は、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(補助金の申請の取下げ)

第9条 補助金の交付を申請した者は、前条の決定に異議があるときは、申請取下げ書(別記第4号様式)により申請を取り下げることができる。

(補助事業の完了時期)

第10条 補助事業者(第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者をいう。以下同じ。)は、補助事業(当該事業が複数年にわたる場合は、各会計年度分の事業とする。以下同じ。)を、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(事故報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要に応じ補助事業の遂行状況について、区長に報告しなければならない。

(事業計画の変更)

第13条 補助事業者は、事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、事業計画変更、廃止承認申請書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りではない。

2 区長は、前項に定める申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適当と認めるときは変更を承認し、交付決定変更通知書(別記第6号様式)により、また変更を承認しないときはその旨を補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、事業計画の変更の承認をする場合においては、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の遂行命令)

第14条 区長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 前項の命令に違反したときは、区長は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書（別記第 7 号様式）を区長に提出しなければならない。第 13 条により補助事業の変更又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条の規定に基づき区長の承認を受け、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者は、速やかに補助事業実績報告書を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 16 条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により通知する。

(補助金の交付の請求)

第 17 条 前条の規定により、補助金の額の確定を受けた者は、補助金交付請求書（別記第 9 号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づき補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 区長は、第 16 条の規定により、調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 15 条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第 19 条 区長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第 16 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第 20 条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取

り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 第 16 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

#### ( 違約加算金及び延滞金 )

第 21 条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額( その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額 ) につき年 10 . 95 パーセントの割合で計算した違約加算金 ( 100 円未満の場合を除く。 ) を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10 . 95 パーセントの割合で計算した延滞金 ( 100 円未満の場合を除く。 ) を納付しなければならない。

- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

- 4 第 1 項又は第 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

#### ( 補助金の交付の制限 )

第 22 条 区長は、第 20 条の規定により補助金の返還を命じたものに対しては、その返還が完了してから 3 年間は新たに補助を行わないものとする。ただし、区長が特に必要と認めたときはこの限りでない。

#### ( 財産処分等の制限 )

第 23 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価 50 万円以上の機器及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成 20 年 7 月 11 日付厚生労働省告示第 384 号)に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 賃借している建物について補助金を交付した場合において、補助金の交付を受けた者が補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき区長の承認を受けなければならない。

- 3 区長の承認を受けて前 2 項に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

#### ( 財産の管理義務 )

第 24 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(開設準備経費の返還)

第 25 条 補助金の交付を受けた者は、認定こども園開設準備経費を交付された認定こども園について、開設後 5 年未満に事業を廃止した場合は、第 23 条第 3 項の規定にかかわらず補助金の交付額に以下の率を乗じた額を返還するものとする。

ただし、この返還額と認定こども園開設準備経費に係る第 23 条第 3 項の規定による納付額の合計額は補助金交付額を上回らないこととする。

1 年未満	1 年以上 2 年未満	2 年以上 3 年未満	3 年以上 4 年未満	4 年以上 5 年未満
5 0 %	4 0 %	3 0 %	2 0 %	1 0 %

(書類の整備保管)

第 26 条 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、認定こども園開設準備経費の証拠書類については、10 年間保管しなければならない。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第 27 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに仕入控除税額報告書(別記第 10 号様式)により区長に報告しなければならない。

2 設置者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下この項において「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

3 前 2 項に係る報告が区長にあった場合は、区長は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

(その他必要な事項)

第 28 条 この要綱の施行について必要な事項は区長が定める。

(補則)

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金交付規則(昭和 42 年板橋区規則第 3 号)の定めるところによる。

付 則

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、決定の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(宛先)板橋区長

所在地  
名称  
代表者職氏名

板橋区認定こども園施設整備補助金交付申請書

板橋区認定こども園施設整備補助金を交付願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1 対象施設名及び所在地

2 対象事業

- (1) 認定こども園施設整備事業
- (2) 認定こども園開設準備経費補助事業
- (3) 防犯対策整備事業

3 申請金額

金 円

4 内訳

(1) 認定こども園施設整備事業

- ア 基準額 円
- イ 対象経費の実支出見込み額 円 × 1/2 = 円
- ウ 選定額 円 × 補助率 1.5 = 円 (千円未満切捨て)

(2) 認定こども園開設準備経費補助事業

- ア 基準額 円
- イ 対象経費の実支出見込み額 円 × 1/4 = 円
- ウ 選定額 円 × 補助率 2 = 円 (千円未満切捨て)

(3) 防犯対策整備事業

- ア 基準額 円
- イ 対象経費の実支出見込み額 円 × 1/2 = 円
- ウ 選定額 円 × 補助率 1.5 = 円 (千円未満切捨て)

## 5 関係書類

- ・ 事業計画書
- ・ 見積書及び内訳書の写し
- ・ 当該事業に関する収支予算書（又は見積書）抄本
- ・ 工事関係図面一式
- ・ 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

対象事業以外の行は削除して使用すること



所在地  
名称  
代表者職氏名

板橋区認定こども園施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区認定こども園施設整備補助金を下記により交付します。

年 月 日  
板橋区長

記

1 交付金額

金	円
(内訳) 認定こども園施設整備事業	円
認定こども園開設準備経費補助事業	円
防犯対策整備事業	円

2 対象施設及び対象事業

3 補助条件

- ・ 補助金は、実績報告に基づき補助事業の完了の認定を行った後に交付する。
- ・ この補助金は、補助事業以外の用に使用してはならない。
- ・ 補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更又は廃止承認申請書を区長に提出すること。
- ・ 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
  - ア 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
  - イ 補助事業以外に使用したとき。
  - ウ 事業の計画を縮小し、又は廃止したとき。
  - エ 区長の指定する交付の条件に違反したとき。
- ・ 補助事業が終了した後は、速やかに区長の指定する事業報告書を提出すること。

#### 4 申請の取り下げ

申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領後14日以内に、申請の取り下げをすることができる。

第3号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

補助申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区認定こども園施設整備補助金については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下理由

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地  
名称  
代表者職氏名

補助申請取下げ書

年 月 日付け 第 号で決定のあった板橋区認定こども園施設整備補助金について、下記の理由により申請を取り下げます。

記

取下げ理由

第5号様式(第13条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

所在地  
名称  
代表者職氏名

事業計画  $\left[ \begin{array}{c} \text{変 更} \\ \text{廃 止} \end{array} \right]$  承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助決定された事業の

$\left[ \begin{array}{c} \text{変 更} \\ \text{廃 止} \end{array} \right]$  をしたいので、承認されたく次の理由を付して申請します。

1  $\left[ \begin{array}{c} \text{変 更} \\ \text{廃 止} \end{array} \right]$  理由

2 計画変更の場合は、計画変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

第6号様式(第13条関係)

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区認定こども園施設整備補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け事業計画変更承認申請については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

1 補助金額 金 円  
(変更前補助金額) (金 円)

2 交付条件

- (1) 要綱に基づき、申請書の内容に従って工事を行うこと。
- (2) 完了検査に合格すること。
- (3) その他特記事項

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

所在地  
名称  
代表者職氏名

### 補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定のあった板橋区認定こども園施設整備  
補助金補助事業を別紙のとおり実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

### 記

#### 1 対象施設及び対象事業

#### 2 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

#### 3 添付書類

- ・ 建築確認・検査済証、消防検査済証（写）
- ・ 完成写真
- ・ 清算書（契約一覧）
- ・ 契約関係書類（契約ごと）
  - ・ 契約書
  - ・ 完了写真
  - ・ 領収書
- ・ 工事図面

所在地  
名 称  
代表者職氏名

板橋区認定こども園施設整備補助金交付額確定通知書

年 月 日付けの補助事業実績報告書に基づき、板橋区認定こども園施設整備補助金の額が確定したので、下記により交付します。

年 月 日  
板橋区長

記

1 補助金確定額

金 円

2 内訳

認定こども園施設整備事業	円
認定こども園開設準備経費補助事業	円
防犯対策整備事業	円

申請者は、この交付の内容に異議があるときは、この確定額通知書を受けとった日から起算して 14 日以内に、申請の取り下げをすることができる。



第9号様式(第17条関係)

補助金交付請求書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付額確定通知のあった  
板橋区認定こども園施設整備補助金として上記の金額を請求します。

年 月 日

所在地  
名称  
代表者職氏名

(宛先)板橋区長

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地  
名 称  
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で確定を受けた認定こども園施設整備補助  
事業について、板橋区認定こども園施設整備補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額  
（要補助金返還額）

金 円

3 添付書類

- ・ 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し  
（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- ・ 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など